KC#871

3 章 6 節　構造配置原則

10.4.7　下部スツールについて

以下に示す我々のコメントが考慮されておらず、十分な議論がなされていない Corrigenda 5 による修正提案が、規則に含まれている。

引用：
『波形隔壁に下部スツールを設ける場合，波形隔壁とスツール頂板との溶接は，完全溶込み溶接としなければならない。スツール側板とスツール頂板及び内底板との溶接，並びにスツール側板を支持する肋板と内底板との溶接は，完全溶込み溶接又は十分な開先を取った溶接としなければならない。』

これに対し、下記の文が、SOLAS12 章新設を検討するために、IACS から IMO に、UR S18 (1998)として提出されている。

引用：
『波型隔壁に下部スツールを設ける場合、波型隔壁及びスツール側板とスツール頂板との溶接は一般に完全溶込み溶接としなければならない。下部スツール及び支持する肋板と内底板との溶接は、一般に完全溶込み溶接としなければならない。』

IACS は、SOLAS 12 章開発のために IMO に提出した内容を綿密に検討すべきであり、規則の類似性と一貫性を保たなければならない。IACS が隔壁の溶接要件を IMO へ再度提出し承認を受けない限り、このような変更は避けるべきである。

本要件を以前の CSR 通り、IMO に提出された IACS UR S18 と一致した規定に戻すことを要求する。